

**令和4年度
兵庫県社会福祉政策への提言**

令和3年9月

**社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
社会福祉政策委員会**

令和4年度 兵庫県社会福祉政策への提言にあたって

人口減少・少子高齢化が進み地域社会のあり様に変容するなか、社会的孤立や貧困・格差がますます広がり、「8050問題」や「ダブルケア」等、地域生活課題の複雑化・多様化に加え、「ヤングケアラー」等の課題も顕在化しています。これらの状況に対応するため、国では「地域共生社会の実現」に向けた改正社会福祉法が令和3年4月より施行され、多様な地域生活課題への対応に向けた包括的な支援体制整備や介護人材確保の取組強化、社会福祉法人やNPO法人等による相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人」の創設等の整備が進められています。

このような中、新型コロナウイルス感染拡大が今もなお続いています。コロナ禍で顕在化・深刻化した社会的孤立や生活困窮課題に対し、新たな給付金や生活福祉資金特例貸付の対応が行われましたが、改めて暮らしを支えるセーフティネットのあり方が問われることとなりました。また、福祉・介護現場でも利用者の暮らしを守るため、「3密防止」の徹底等の感染対策に苦慮しながら、福祉サービスの提供に日々奮闘しています。

一方で、福祉現場の人材不足はますます深刻化しています。団塊世代が75歳以上となり、労働力不足が顕著になる2025年以降を見据え、福祉サービスを安定的・継続的に提供していくためには、福祉の仕事のイメージアップや処遇改善、労働環境の整備等の抜本的な対策は急務です。また、地域での支え合いを進める民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手の確保も困難な状況が続いています。

また、今後想定される南海トラフ地震や豪雨災害等の大規模災害に備えるべく、昨今の自然災害での対応を検証し、行政・社協・社会福祉法人・民生委員等の関係機関との連携・協働による支援体制の強化が大きな課題となっています。

本提言は、本会の構成員である、市町社協や種別協議会等幅広い関係者から寄せられた意見を取りまとめたもので、福祉現場の課題等を踏まえた切実な提言です。兵庫県の福祉施策への反映に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会としても県民から期待される役割を発揮するため、兵庫県と連携・協働して地域福祉推進を一層強化してまいりたいと存じますので、引き続きご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和3年9月

兵庫県知事

齋藤元彦様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会長 吉本知之

特別提言

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、ワクチン接種等も進んでいますが、安定的な福祉サービスの提供や、コロナ禍で増加した生活困窮者への支援、今後の再流行や新たな感染症への対策など、兵庫県として特に取り組んでいただきたい「特別提言」を以下にまとめましたので、政策化にあたり特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 兵庫県感染症予防計画における福祉分野の明記

兵庫県感染予防計画では県内における感染症対策の方向性を定めており、その基本指針は概ね5年間ごとに見直し、厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針の改訂、感染症を取り巻く状況の変化等、必要があると認めるときは速やかに改訂することとなっています。

福祉サービスは県民が生活を営む上で不可欠です。コロナ禍の収束、また新たな感染症の発生を見据え、兵庫県感染症予防計画において福祉分野のことを明記されるよう提案します。

《提 言》

(1) すべての福祉施設・事業所の利用者、職員へのワクチン優先接種等の実施

現在、高齢者を中心とした介護施設・事業所を中心に新型コロナワクチンの優先接種が進められていますが、自治体により対象範囲が異なる実態があります。

利用者の生活支援を行う特性は変わらないことから、すべての福祉施設・事業所の利用者・職員を新型コロナワクチンの優先接種の対象とするよう提言します。

また、利用者が安心してサービス利用できるよう、職員や利用者の抗原調査やPCR検査が市町間格差なく必要に応じて速やかに実施できる体制整備を提言します。

(2) 入院病床確保や、施設への往診・訪問看護の実施による医療体制の充実

入所施設において感染者が発生しても、医療体制が逼迫しているため入院できず、施設内でケアを継続しているケースが複数発生しています。

人材不足で職員体制に余裕がない中での感染者への対応は、利用者へのケアや、職員を含め感染リスクの増加が懸念されることから、入院病床の確保に加え、入院が困難な場合に福祉施設への医師や看護スタッフを派遣することを提言します。

2. コロナ禍で増大した生活困窮者への相談支援体制の強化

長引くコロナ禍で深刻な生活困窮に陥る人が増大し、生活困窮者支援の現場では、感染リスクを抱えながら多くの県民からの相談支援に日夜あたり、多くの現場が疲弊しきっています。

生活福祉資金の新型コロナウイルス特例貸付（以下、特例貸付）は、コロナ禍での県民生活のセーフティネットとして重要な役割を担い続け、これまでの貸付延べ件数は県内世帯数の約5%にのぼります。

令和4年4月から予定されている償還に向けて、今後は、借受世帯への償還管理や免除手続きと併せ、継続的な相談・生活支援が必要です。

《提 言》

(1) 貸付後の相談・生活支援に向けた新型コロナウイルス特例貸付事務費の確保

特例貸付の償還期間（10年間）において、県社協と市区町社協に常勤職員を増員配置し、債権管理と相談・生活支援が継続できるよう、償還開始年度に10年分の事務費取崩を可能とすることを国へはたらきかけるよう提言します。

【参考1：特例貸付の貸付実績】

令和3年8月31日時点

| | 貸付件数 | 貸付金額 |
|--------|----------|---------------|
| 緊急小口資金 | 67,336 件 | 12,256,078 千円 |
| 総合支援資金 | 75,290 件 | 56,014,981 千円 |

【参考2：特例貸付の事務費の実績】

令和3年3月31日時点

| | |
|-------------------|-----------------|
| 新型コロナウイルス特例貸付分事務費 | 360,905,858 円 |
| （うち市町社協事務費） | （227,255,000 円） |

(2) 生活困窮者自立支援機関の人員増等の相談支援体制の強化

生活困窮者自立支援機関には、経済的困窮に限らず、多重債務、就労支援、心身の健康不安、虐待問題などの様々な相談が寄せられ、令和2年度の相談受付件数は前年比の2倍にのぼります。しかし、全社協の調査では、相談員の加配など体制強化があった事業所は全国で26.9%に留まっているのが実態です。

生活困窮者自立支援制度による自立相談支援機関の大幅な人員体制増は必要不可欠なため、以下について提言します。

- ① 県所管の郡部12町については、相談窓口を現在の2か所から健康福祉事務所エリアにするなど、圏域での相談支援機関の充実を図ること。
- ② 国に対し、相談支援員の常勤化を見据えた委託費・補助金の弾力化、基準額や国庫補助率の引上げ、各自治体で財源確保が可能となるよう強く要請すること。

重点提言 1

地域共生社会をめざした地域福祉の基盤づくり

1. 地域共生社会をめざした包括的支援体制の構築

地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題や制度の狭間の課題等への対応を強化するには、自治体が主体的に庁内連携を進め、専門機関だけでなく、地域住民や社会福祉法人等とも協働して包括的な支援体制を構築していくことが不可欠です。

このたびの社会福祉法改正により、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されましたが、任意事業であることから令和3年度の実施予定市町はなく、移行準備支援事業の実施自治体も8市という状況です。同事業の推進にあたり、都道府県は「必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない」とその責任が改正社会福祉法において明確に規定されています。

〈提 言〉

(1) 重層的支援体制整備事業の全県的な展開 <新規>

属性を問わない包括的な支援体制の構築を全県的に推進するため、県庁内の連携体制に基づき、全市町が「重層的支援体制整備事業」を実施できるよう積極的な働きかけを行うとともに、中長期的な視点から兵庫県として必要な支援策や財源措置を講じることを提言します。

2. 地域福祉推進を担う社協の基盤強化と財政支援

市町社協は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉推進の中核機関として、コミュニティワーカーを配置した地域づくりや、災害ボランティアセンターの運営、新型コロナウイルス特例貸付では生活困窮者支援の窓口となるなど、社会的に大きな役割と責任を果たしてきました。

しかしながら、県内各市町社協の財政状況は、公費補助のルールが確立されていないために、法人運営に係る補助金の削減や、人件費の積算なき委託事業の増加により財政基盤が脆弱化し、介護・障害サービス事業の経営改善を自助努力で進めているものの、多くの市町で赤字経営により純資産を減少させている状態が恒常化しています。

〈提 言〉

(1) 市町社協への安定的な財政支援の強化 <拡充>

市町社協が地域共生社会の実現に邁進し、コロナ禍などの非常時でも地域で継続的につながりづくりを進めていけるよう、運営費補助の拡充や必要経費に見合った適切な事業委託を各市町に指導するとともに、国に対しても財政措置の制度化や補助金交付の明確なルール化を働きかけるよう提言します。

【参考1：市町社協への市町補助金の状況(令和元年度・神戸市社協除く)】

| | 市社協(28) | | 町社協(12) | |
|-----|---------|--------|---------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 平均 | 82百万円 | 78百万円 | 35百万円 | 32百万円 |
| 最低額 | 11百万円 | 17百万円 | 15百万円 | 15百万円 |
| 最高額 | 464百万円 | 260百万円 | 74百万円 | 74百万円 |

※百万円以下切り捨て

【参考2：県内市町社協(神戸市社協除く)の経営状況】

| 年度 | 黒字・赤字法人の割合 | | 令和元年度の社会福祉法人全体の赤字法人の割合は28.5% ※独立行政法人福祉医療機構調べ(母数：全国8,386法人) |
|--------|-------------|-------------|---|
| | 黒字法人 | 赤字法人 | |
| 平成18年度 | 30か所(75.0%) | 10か所(25.0%) | |
| 令和元年度 | 13か所(32.5%) | 27か所(67.5%) | |

※事業活動計算書の経常増減差額が0円未満を「赤字」とする。

(2) 地域づくりを進めるコミュニティワーカーの配置の推進 <拡充>

市町社協を中心に配置されているコミュニティワーカー(福祉活動専門員、生活支援コーディネーター、地域担当職員等)について、すべての市町で計画的かつきめ細かな専任配置が行われるよう全県的な目標を設定し、市町として予算措置するように働きかけることを提言します。

3. 生活福祉資金を通じた相談支援の体制強化

生活福祉資金貸付事業は、低所得者等への経済的援助とともに借受世帯の相談支援を行うことで、自立と社会参加の促進を図ることを目的としていますが、制度設立後60年以上にわたり、社会情勢に応じて国の通知・通達に基づき資金種類を増やしてきました。

また、福祉医療機構の年金担保貸付事業が令和3年度で終了予定であり、今後の貸付件数の激増が予想されます。

(1) 生活福祉資金貸付事業における相談支援体制の強化 <国 提言>

今般の新型コロナウイルス特例貸付は、十分な相談支援体制が講じられないまま、本来の貸付事業から大きく逸脱した取り組みを余儀なくされました。

借受世帯の自立に向けた相談支援は生活福祉資金貸付事業の根幹をなすものです。災害時も含め、今後の生活困窮者のニーズに生活福祉資金貸付事業で対応するには、本来の相談支援体制の強化が前提となりますので、財源措置を行うよう国に対し要望をお願いします。

(2) 生活福祉資金貸付における補助金の国基準額の交付 <拡充>

相談・貸付を担う人員を含めた体制は従前より脆弱であり、県内市区町社協のうち資金貸付の専従職員を配置しているのは7社協、正規職員の専従は2社協のみです。

一方、生活福祉資金貸付の資金需要は高く、特に貸付の6割を占める教育支援資金の貸付需要は増え続けており、コロナ禍の影響を受け、今後も増加していくことが予測されます。

現在、生活福祉資金貸付事業の事務費は、県が1/2随伴補助することとなっていますが、本県は国の示した補助基準額の1/3程度の予算措置であり、令和3年度の事務費はさらに2割カットとなりました。補助基準額どおりの予算措置を講じるよう提言します。

【参考：生活福祉資金教育支援資金の貸付実績】

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|----------|----------|---------|---------|
| 790 件 | 839 件 | 916 件 | 1,024 件 | 1,047 件 |

4. 生活困窮者への支援体制の拡充

生活困窮者の中には、家計管理や収支バランスの改善支援が必要なケースが多く、適切な支援がないために多重債務等のより深刻な問題となって相談につながる場合が多くみられます。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活困窮者の増加に伴い、債務に関する相談を受けることが増えています。

(1) 県内全自治体での家計改善支援事業の実施 <拡充>

今後も生活困窮者の継続的な支援が求められる中、家計改善支援事業は努力義務のため、未実施の自治体のみられ、全国の実施率 62%に対し、県内の実施率は 33% (10/30) にとどまっています。

県内すべての自治体で家計改善支援事業が実施されるよう、県として積極的に働きかけるよう提言します。

5. 市町域・圏域での権利擁護支援体制の構築

「重層的支援体制整備事業」の創設により、市町域での包括的な支援体制構築の加速が期待されますが、この包括的な支援体制の基盤となるのが権利擁護支援です。

成年後見制度については令和 3 年度までに成年後見制度利用促進計画の策定と被後見人を支援する地域連携ネットワークの構築が求められています。

今後の認知症高齢者の増加や成年後見制度の利用促進の動きを踏まえ、市町域・圏域で権利擁護支援体制の構築が急務となっています。

《提 言》

(1) 日常生活自立支援事業の安定的な事業運営 <拡充>

日常生活自立支援事業は、成年後見制度の利用に至るまでの本人の意思決定と生活を支えることが多く、令和2年3月末の実利用件数が1,169件で、判断能力が低下した認知症高齢者や障害者等の地域生活を支える事業として大きな役割を果たす一方、近年、専門員の体制不足を背景に、新規契約件数の鈍化と契約待機者の存在が大きな課題となっています。

- ①全国的には、3分の1を超える都道府県・指定都市社協において国庫補助基準を超える予算措置がされている実態を踏まえ、本県においても令和2年度・3年度同様に、国庫補助基準どおりの予算措置を堅守すること
- ②今後さらに市町を中心に権利擁護体制の構築が重要となることから、市町に対し、成年後見制度の利用促進とあわせて、本事業の基盤整備を進めるよう助言・指導すること
- ③市町域での権利擁護支援体制の構築の一環として、日常生活自立支援事業の市町補助事業化と、相談件数に応じた専任の専門員配置が可能となる財政措置を行うこと

【参考：県内市町社協における日常生活自立支援事業の専門員配置状況（神戸市除く）】

| | |
|-------|--------------|
| 専門員数 | 99 名 |
| うち、専任 | 19 名 (19.2%) |

(2) 成年後見制度利用促進計画に基づく市町域での権利擁護体制づくりの促進 <指導>

国が定める成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI（重要業績評価目標）においては、令和3年度中に全市区町村での「成年後見制度利用促進計画」策定と権利擁護センターを含めた中核機関の設置が目標として掲げられています。

- ①「成年後見制度利用促進計画」がすべての市町で策定され、市民後見・法人後見、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業などが一体的に運営されるよう、助言・指導を行うこと
- ②中核機関についてもすべての市町にて設置され、権利擁護センターを軸にした権利擁護支援のネットワーク形成が図られるよう、助言・指導を行うこと
- ③法律・福祉の専門職・専門機関を交えた市町への後方支援の仕組みづくりを県として実施すること

【参考：県内の成年後見制度利用促進計画策定と中核機関整備状況（令和3年4月現在）】

| | |
|---------|---------------|
| 計画策定済 | 21 市町 (51.2%) |
| 中核機関整備済 | 12 市町 (29.3%) |

(3) 若年性認知症の生活支援体制づくりに向けた圏域での相談支援拠点の整備 <拡充>

県社協が受託している「ひょうご若年性認知症支援センター」では、年700件程度の相談を受けており、この5年間で相談件数が倍増しています。相談支援を通じ、若年性認知症をめぐる大きな課題として、就労や移動、経済的課題について、制度を含めた社会資源がまだまだ乏しい現状が見えてきました。

相談を受けるだけでなく、高齢、障害分野の福祉関係者や医療関係者、雇用・労働機関、司法関係者等がネットワークにより当事者を身近な地域で支える体制づくりに向け、各圏域に若年性認知症の相談支援拠点を整備することを提言します。

(4) 触法高齢・障害者への支援体制づくり <新規>

認知症高齢者や若年性認知症を含む障害者、障害が疑われる人の触法問題について、留置・拘留時、不起訴になった場合に問題を繰り返さないための支援、刑務所から出所した後の支援については、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と関係機関が連携し担うことになっていますが、司法・福祉の連携や地域資源とのコーディネートにおいて課題があります。

本会が受託運営する若年性認知症支援センターには、繰り返される触法に疲弊する家族からの切実な声が寄せられています。また、生活福祉資金貸付事業においても、拘置所や刑務所出所後の住居、所持金がない中での貸付相談があり、伴走型の支援体制の必要性が浮かび上がっています。

県として、触法問題における支援の実態と対応策を検討する場を設けることを提言します。

6. 社会福祉法人の基盤強化

(1) 社会福祉法人と行政（所轄庁及び関係市町）、専門家（公認会計士等）を交えた経営計画・サポート体制の構築 <新規>

厚生労働省は「社会福祉法人の経営指導強化等に関する調査研究」において、社会福祉法人自らが経営の悪化を早期発見・対応できるよう経営分析を推進するとともに、所轄庁も経営状況を把握し指導・支援していく方向性を示しました。

社会福祉法人は現在の支出内容や将来的な施設整備等の支出予測はつくものの、福祉ニーズの動向等による収入の予測が立たず、資金計画に漠然と不安を持っています。

兵庫県社協・兵庫県経営協実施の「財務指標に関する実態調査」によれば、独立行政法人福祉医療機構が提供する「財務諸表等電子開示システム分析用スコアカード」を知らないと回答した法人が 56.4%あり、活用が進んでいない結果となりました。

については、社会福祉法人の経営改善により、質の高い福祉サービスが安定的に提供できるよう、以下のことを提言します。

- ①社会福祉法人の長期的かつ安定的な経営に向けて、所轄庁も「分析スコアカード」を用いた経営指導・支援が行えるよう、サポート体制の構築に向けた県、所轄庁、関係市町、法人、専門家による協議の場を設置すること
- ②上記協議の場や、所轄庁と法人の意見交換、所轄庁間で協調して経営改善に取り組むにあたり、所轄庁等が専門家のアドバイスが受けられるような仕組みを構築すること

【参考：スコアカードの認知及び開示状況】

| | |
|------------------------|---------------|
| スコアカードを知らない | 62 法人 (56.4%) |
| スコアカードは知っているが開示は受けていない | 18 法人 (16.3%) |
| スコアカードを知っており開示を受けている | 30 法人 (27.3%) |

※「財務指標に関する実態調査（県社協・経営協の協働実施）」より

7. 社会福祉法人の公益的な取組の推進

地域の社会福祉法人が公益的な取組において連携する「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」が 37 市区町に設立され、県内市区町の 75%にまで広がってきました。

ネットワークは立ち上がったものの、法人も事務局を担う市区町社協も活動財源や人員を十分に配置できていないことから、具体的な活動につながりづらい実態もあります。また、来るべき災害における支援体制の構築を見据えて、平常時から分野を超えた施設間・法人間の連携も求められるところであり、同連絡協議会の意義は高まるばかりです。

《提 言》

(1) 社会福祉法人連絡協議会への活動助成金の創設 <新規>

県内の社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の活動状況は別表のとおりです。多くの市町で複数の活動を行う一方、具体的な活動が未着手のところもあります。

その要因として、活動費が個々の法人の持ち出しとなっているため、十分な財源が不足していることが課題となっています。

社会福祉法人が取り組む公益的な取組が、生活困窮、移動支援、福祉人材確保、災害時要援護者支援等の多様な地域生活課題の解決につながるためにも、資金面も含めた市町行政の関与は必須ですが、財政基盤の脆弱な市町もあります。

第 4 期県地域福祉支援計画では、「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の拡大に向けた支援を行う」と掲げていることから、市町の積極的な参画と財政的な基盤を確保するために、県における活動助成金の制度創設を提言します。

【参考：社会福祉法人連絡協議会の活動状況】

| 実践区分 | 実施市区町数 | | |
|--------------------------------|--------|----|----|
| | 重点 | 実施 | 合計 |
| ①地域の要支援者に対する相談支援 | 7 | 10 | 17 |
| ②地域の要支援者に対する会食、配食、食材配達等の食生活の支援 | 3 | 1 | 4 |
| ③地域の要支援者に対する移動・外出の支援 | 1 | 3 | 4 |
| ④地域の要支援者に対する学習支援、就労支援、見守り支援 | 2 | 0 | 2 |
| ⑤地域の要支援者に対する生活支援、緊急資金・物資の貸与・提供 | 4 | 4 | 8 |
| ⑥福祉学習、ボランティア・福祉人材の育成に関する活動 | 2 | 8 | 10 |
| ⑦地域福祉推進に関する各種事業への参画、福祉啓発に関する活動 | 8 | 11 | 19 |
| ⑧福祉人材の確保に関する活動 | 4 | 2 | 6 |
| ⑨災害時を想定した要援護者支援に関する取組み | 8 | 7 | 15 |
| ⑩地域住民等との交流・意見交換の実施 | 2 | 10 | 12 |
| ⑪地域の関係者とのネットワークづくり | 5 | 14 | 19 |
| ⑫提言・意見具申の取組み | 0 | 1 | 1 |
| ⑬その他（中長期計画の策定、地域ごとの取組みの検討 等） | 4 | 4 | 8 |

兵庫県社会福祉協議会「ほっとかへんネット取組データ集（令和2年度）」より

8. 市町地域福祉計画の策定支援の強化

全県的な地域福祉の推進に向けて、県地域福祉支援計画に基づき、全市町での地域福祉計画の策定が必須です。同計画については、改正社会福祉法により策定が努力義務化されるとともに、分野別計画の上位計画として、今後の包括的な支援体制構築の前提となるものです。一方で、市町社協では、当事者・地域住民、関係機関・団体等の民間側からの行動計画として地域福祉推進計画を全市町で策定しており、それぞれの計画を両輪として連携・協働しながら地域福祉を推進していくことが重要です。

《提 言》

(1) 市町地域福祉計画の策定支援の強化 <指導>

地域福祉計画を未策定の自治体は、策定率は82.5%（33/40市町）と全国の策定率80.7%（令和2年4月現在）をわずかに上回っていますが、いまだ7町で未策定という状況です。

については、すべての自治体で地域福祉計画が策定されるよう、以下のことを提言します。

- ①未策定の市町に対し要因分析を踏まえた実効性のある策定支援を実施すること
- ②策定済の市町に対しても、県地域福祉支援計画や改正社会福祉法に基づき、必要に応じた改定と、定期的な調査・分析・評価が実施されるよう、技術的な支援を行うこと
- ③県地域福祉支援計画について、県庁内の連携体制に基づくフォローアップにより着実な進捗管理・評価を行うこと

【参考：地域福祉計画を未策定の自治体】

多可町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町

重点提言 2

福祉人材の確保対策の強化

1. 県域・市町域における重層的な福祉人材確保施策の推進

コロナ禍においても質の高い支援・サービスを継続的に提供する福祉人材は、社会生活・社会基盤の維持に不可欠な役割を担っています。

しかし、県内全体の有効求人倍率は令和3年3月時点で0.94倍と厳しい状況であるものの、福祉関連の有効求人倍率は2.77倍、中でも介護関係は3.21倍と依然として高い水準にあります。介護人材は、第8期介護保険事業支援計画において令和7年までに新たに約12千人の確保が必要と見込まれており、市町においても県や国と連携し、多様な人材の参入促進や介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等の推進が求められています。

《提 言》

(1) 市町と連携した重層的な福祉人材確保施策の推進 <新規>

福祉人材が確保しづらい状況は、介護をはじめ、障害、保育、社会的養護等の分野に及ぶため、県・市町・関係団体の連携を強化し、県・市町域における重層的な福祉人材確保施策の推進することを提言します。

特に、子育て世代や高齢者、定年退職後の福祉専門職等の多様な人材の参入促進には「通勤の便利さ」も重要な要素であることから、市町においても福祉人材確保のための協議会を設置するよう、県として強く働きかけることを提言します。

【参考1：近畿府県における介護分野の有効求人倍率（令和2年8月）】

| 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 全国平均 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 3.01 | 3.85 | 4.58 | 3.53 | 5.29 | 2.95 | 3.86 |

(注) 厚生労働省「職業安定業務統計」より

【参考2：労働者が現在の法人（職場）に就職した理由（労働者調査）[上位3項目]】

| | | |
|---|------------------|-------|
| ① | 「通勤が便利だから」 | 37.9% |
| ② | 「資格・技能が活かせるから」 | 37.0% |
| ③ | 「やりたい職種・仕事内容だから」 | 35.6% |

(注) 「介護労働の現状について - 令和元年度 介護労働実態調査の結果と特徴 - 」より

(2) 福祉の就職総合フェア等の委託費の増額 <拡充>

コロナ禍では、福祉の就職総合フェアや就職説明会のオンライン開催が想定されますが、「オンラインで対人援助職の採用は難しい」「対面型の方が施設見学や採用選考試験への応募につながりやすい」など、対面型での開催を希望する法人からの意見が多くあります。

学生や求職者を対象にしたハローワーク等の対面型イベントの機会が減少している中、対面型で開催する福祉の就職総合フェア等は、これまで以上に貴重な場となります。

福祉の就職総合フェア等の開催にあたっては、広報や会場設営等にかかる県委託料が不十分で、参加法人から出展料を徴収せざるをえない状況ですので、出展経費にかかる予算の充実に提言します。

【参考 1：福祉の就職総合フェアの開催方法について】

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|------------------|--------|-------|
| 対面型を希望する | 66 法人 | 64.7% |
| オンラインを希望する | 0 法人 | 0% |
| 対面・オンラインの両方を希望する | 25 法人 | 24.5% |
| どちらともいえない | 8 法人 | 7.8% |
| 無回答 | 3 法人 | 2.9% |
| 計 | 102 法人 | 99.9% |

(注) 令和 2 年度第 2 回福祉の就職総合フェア参加法人アンケート結果より

【参考 2：全国における出展料の状況（令和元年度）】

| | |
|--------------------------------------|-------------------|
| 福祉の就職総合フェア・説明会において参加法人から出展料を徴収している団体 | 11団体（11/47=23.4%） |
| 上記のうち一番高額な団体 | 兵庫県（@50,000円/1法人） |

(注) 中央福祉人材センター「福祉人材センター・バンク 令和元年度事業実績及び令和2年度事業計画等調査 集計結果報告」より

(3) 福祉・介護の仕事の魅力向上に向けた効果的な広報活動の展開 <拡充>

コロナ禍において、社会生活・社会基盤の維持に不可欠な役割を担う福祉従事者も「エッセンシャルワーカー」としてその役割、重要性が見直されています。福祉従事者への一層の社会的評価・関心を高めるために、その活躍と介護ロボットや ICT の導入事例などの先進性をアピールすることが大切です。

については、近畿各府県や県内市町と連携し、YouTube などの SNS やテレビ等を活用した CM を継続的に放映するなど、幅広い世代へ広報を展開することを提言します。

(4) 外国人介護技能実習生の受入れに対する支援 <拡充>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための水際対策を図りつつ、技能実習生の円滑かつ速やかな入国を実現するための体制を構築することともに、技能実習計画の認定や在留資格認定証明書の交付に要する時間の短縮化を図ることを提言します。

重点提言 3

災害時の支援体制の強化

1. 兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫県 DWAT)の組織、連携等について

兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫県 DWAT)は設置運営要綱案が示され、体制づくりに着手されたところですが、現時点で多くの都道府県で設置され、兵庫県では遅れていることは否めません。しかし、その反面、すでに設置されている都道府県の実態を調査し、先進地の長所や反省点を活かした体制づくりが可能であると考えます。

《提 言》

(1) 兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫県 DWAT)の組織化と活動促進について <新規>

兵庫県 DWAT の編成、研修・訓練、派遣にあたり、各関係者の連携のもと推進するためにも、まずは隊員、隊員の所属法人、市町及び市町社協、県及び県社協それぞれの役割と、派遣までのロードマップを明確にすることを提言します。

また、DWAT では平時からの研修、訓練等が有効です。県において研修等を主導いただくとともに、実動訓練の実施にあたっては、市町や「社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)」との連携に配慮し、予算措置も含め、実効性を高める対応を図ることを提言します。

【参考 1 : 全国の都道府県の設置状況(令和 2 年 12 月現在)】

| | |
|--------------|------------|
| 災害福祉支援ネットワーク | 42 (89.3%) |
| 災害派遣福祉チーム | 33 (70.2%) |

【参考 2 : 災害派遣福祉チーム(DWAT)の役割について】

避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、避難所管理者等のもと、一般避難所へ避難する災害時要援護者(高齢者・障害者等)の福祉ニーズに的確に対応することで、二次被害(状態の重度化や関連死など)の防止等を図る

2. 災害ボランティアセンターの機能強化と多様な主体の連携促進

各市町の地域防災計画にも位置づけられている災害ボランティアセンターの運営は市町社協が中心的な役割を担いますが、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるためには、スタッフの確保や経費の負担が大きな課題です。

また、住民主体の地域づくりを支える市町社協の役割はますます重要となっており、災害時にも力を発揮できるボランティアコーディネーターの配置・育成が不可欠です。

行政、社協、ボランティア団体や災害専門 NPO、地元団体などの多様な主体が連携した支援活動や災害ボランティア活動を支える仕組みづくりが求められています。

《提 言》

(1) 災害ボランティアセンターの活動財源の公費負担 <拡充>

自治体からの依頼に基づき設置する場合、災害ボランティアセンターにおける一部の
人件費と旅費が災害救助法に基づく国庫補助の対象とされたことに関して、つぎのこ
とを提言します。

- ① ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に必要な人件費と旅費以外
にも運営や活動に必要な経費はあることから、国庫補助対象となる経費の拡充につ
いて、国に働きかけること
- ② 市町と市町社協の協定締結が国庫補助の前提となることから、災害ボランティアセ
ンターの設置が円滑に進むよう、ボランティア活動保険を含む開設・運営経費につ
いて、未締結の市町に働きかけること

(2) 災害時に対応するためのボランティアコーディネーターの配置 <拡充>

来るべき災害に備えては、日頃からの地域住民の防災意識の向上と併せて、様々なネ
ットワークを構築することが大変重要です。これらの役割を担うためにも、各市町にお
いて、常設型の災害ボランティアセンターの設置と、ボランティアコーディネーターを
常勤配置されるよう提言いたします。

3. 災害ボランティア活動を支援する全国的な仕組みづくり

被災地の復旧・復興は、どれだけ早く、そしてどれだけ多くのボランティアが被災地で
活動できるかに大きく影響されます。特に、大規模災害では、全国からのボランティアに
よる支援が必要とされますが、遠隔地から被災地に駆けつけることを阻むのが交通費、宿
泊費の問題です。

《提 言》

(1) 災害ボランティア活動を支える全国的な仕組みの構築 <拡充>

交通費や宿泊費の本人負担の軽減などボランティア活動に対する支援制度を実現するた
め、全国的な基金の創設など、災害ボランティア活動を社会全体で支える仕組みの構築を
国等に対して提案願います。

また、兵庫県が令和元年度から先導的に実施している「大規模災害ボランティア活動応
援プロジェクト」について、引き続き広く寄附を求めるとともに、災害ボランティア活動
を支える仕組みづくりの重要性を全国に発信し、災害発生時には、同事業が効果的に運用
できるように体制を整備するよう提言します。